

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月20日
【届出者の氏名又は名称】	日本電気株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区芝五丁目7番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目7番1号
【電話番号】	(03)3454-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	法務部 シニアマネージャー 菊地 一彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本電気株式会社 (東京都港区芝五丁目7番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、日本電気株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、日本航空電子工業株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注8) 対象者の米国株主を対象とする情報：本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国を含む日本以外の管轄地における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。
- (注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注10) 本書及び本書の参照書類中の記載には日本電気株式会社(以下「NEC」といいます。)及び連結子会社を中心とする関係会社で構成されるNECグループの戦略、財務目標、技術、製品、サービス、業績等に関する将来予想に関する記述が含まれています。将来予想は、NECが金融商品取引所や関東財務局長等の規制当局に提出する他の資料及び株主向けの報告書その他の通知に記載されている場合があります。これらの記述は、現在入手可能な仮定やデータ、方法に基づいていますが、そうした仮定やデータ、方法は必ずしも正しいとは限らず、NECは予想された結果を実現できない場合があります。また、これら将来予想に関する記述は、あくまでNECの分析や予想を記述したものであって、将来の業績を保証するものではありません。このため、これらの記述を過度に信頼することは控えるようお願いいたします。また、これらの記述はリスクや不確定な要因を含んでおり、様々な要因により実際の結果とは大きく異なりうることをあらかじめご了承願います。実際の結果に影響を与える要因には、(1)経済動向、市況変動、為替変動及び金利変動、(2)NECグループがコントロールできない動向や外部要因による財務及び収益の変動、(3)企業買収等が期待した利益をもたらさない、又は、予期せぬ負の結果をもたらす可能性、(4)戦略的パートナーとの提携関係の成否、(5)海外事業の拡大が奏功しない可能性、(6)技術革新・顧客ニーズへの対応ができない可能性、(7)製造工程に関する問題による減収又は需要の変動に対応できない可能性、(8)製品・サービスの欠陥による責任追及又は不採算プロジェクトの発生、(9)供給の遅延等による調達資材等の不足又は調達コストの増

加、(10)事業に必要となる知的財産権等の取得の成否及びその保護が不十分である可能性、(11)第三者からのライセンスが取得又は継続できなくなる可能性、(12)競争の激化により厳しい価格競争等にさらされる可能性、(13)特定の主要顧客が設備投資額若しくはNECグループとの取引額を削減し、又は投資対象を変更する可能性、(14)顧客が受け入れ可能な条件でのベンダーファイナンス等の財務支援を行えない可能性及び顧客の財政上の問題に伴い負担する顧客の信用リスクの顕在化、(15)優秀な人材を確保できない可能性、(16)格付の低下等により資金調達力が悪化する可能性、(17)内部統制、法的手続、法的規制、環境規制、税務、情報管理、人権・労働環境等に関連して多額の費用、損害等が発生する可能性、(18)自然災害や火災等の災害、(19)会計方針を適用する際に用いる方法、見積及び判断が業績等に影響を及ぼす可能性、債券及び株式の時価の変動、会計方針の新たな適用や変更、(20)退職給付債務にかかる負債及び損失等が発生する可能性、(21)本書の提出により予定している取引が成功裏に完了しない可能性、(22)本書の提出により予定している取引から期待される利益が実現しない可能性等があります。新たなリスクや不確定要因は随時生じるものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、本書中の将来予想は、本書提出日時点でNECが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、NECは、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれるNECの経営目標は、予測や将来の業績に関する経営陣の現在の推定を表すものではなく、NECが事業戦略を遂行することにより経営陣が達成しようと努める目標を表すものです。本書及び本書の参照書類に含まれる記述は、有価証券の募集を構成するものではありません。いかなる国・地域においても、法律上証券の登録が必要となる場合は、有価証券の登録を行う場合又は登録の免除を受ける場合を除き、有価証券の募集又は売出しを行うことはできません。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年11月29日に提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第1 公開買付要領

#### 6 株券等の取得に関する許可等

##### (2) 根拠法令

中国独占禁止法

##### (3) 許可等の日付及び番号

### 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

#### 1 株券等の所有状況

##### (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

##### (3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

##### (4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 6【株券等の取得に関する許可等】

#### (2)【根拠法令】

(訂正前)

##### 中国独占禁止法

公開買付者は、中国の独占禁止法に基づき、中華人民共和国商務部（以下「中国商務部」といいます。）に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。中国商務部は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本株式取得を承認するか、より詳細な審査（以下「詳細審査」といいます。）を行うかの決定を行います。中国商務部が詳細審査を行う旨決定した場合は、その日から90日以内の審査期間（但し、この審査期間は最長60日間延長される場合があります。）内に中国商務部が本株式取得を承認したとき、中国の独占禁止法との関係では、公開買付者は本株式取得を実行することができます。

本株式取得についての事前届出は、平成28年8月8日（現地時間）付で中国商務部に提出され、平成28年10月10日（現地時間）付で受理されております。その後、中国商務部は、平成28年11月9日（現地時間）付で詳細審査を行う旨決定する文書を発出し、平成28年11月9日（現地時間）から詳細審査の審査期間が開始しております。

今後、中国商務部から本株式取得の承認が得られた場合又は同審査期間が満了した場合、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、中国商務部からの承認が得られず、かつ、上記審査期間が終了しない場合には、公開買付期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、かかる状況が発生した場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

##### 中国独占禁止法

公開買付者は、中国の独占禁止法に基づき、中華人民共和国商務部（以下「中国商務部」といいます。）に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。中国商務部は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本株式取得を承認するか、より詳細な審査（以下「詳細審査」といいます。）を行うかの決定を行います。中国商務部が詳細審査を行う旨決定した場合は、その日から90日以内の審査期間（但し、この審査期間は最長60日間延長される場合があります。）内に中国商務部が本株式取得を承認したとき、中国の独占禁止法との関係では、公開買付者は本株式取得を実行することができます。

本株式取得についての事前届出は、平成28年8月8日（現地時間）付で中国商務部に提出され、平成28年10月10日（現地時間）付で受理されております。その後、中国商務部は、平成28年11月9日（現地時間）付で詳細審査を行う旨決定する文書を発出し、平成28年11月9日（現地時間）から詳細審査の審査期間が開始しており、詳細審査の結果、平成28年12月16日（現地時間）付で、中国商務部から本株式取得を承認する文書が発出されました。

(3) 【許可等の日付及び番号】  
 (訂正前)

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付	許可等の番号
日本	公正取引委員会	平成28年11月18日 (排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第777号 (排除措置命令を行わない旨の通知) 公経企第777号 (禁止期間の短縮の通知)
ドイツ	連邦カルテル庁	平成28年11月3日	B7-156/16
ルーマニア	競争評議会	平成28年11月1日	no.76

(訂正後)

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付	許可等の番号
日本	公正取引委員会	平成28年11月18日 (排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第777号 (排除措置命令を行わない旨の通知) 公経企第777号 (禁止期間の短縮の通知)
中国	中華人民共和国 商務部	平成28年12月16日	商反壟審査函[2016]第90号
ドイツ	連邦カルテル庁	平成28年11月3日	B7-156/16
ルーマニア	競争評議会	平成28年11月1日	no.76

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成28年11月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	22,666 (個)	- (個)	13,800 (個)
新株予約権証券	148	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	22,814	-	13,800
所有株券等の合計数	36,614	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(148)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数181個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月29日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記の「令第7条第1項第3号に該当する株券等の数」は、公開買付者退職給付信託に拠出している対象者株式(13,800,000株)に係る議決権の数です。

(注3) 本決算短信によれば、対象者は、平成28年9月30日現在、対象者株式を1,442,475株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(訂正後)

(平成28年11月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	22,684 (個)	- (個)	13,800 (個)
新株予約権証券	148	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	22,832	-	13,800
所有株券等の合計数	36,632	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(148)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数199個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月29日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記の「令第7条第1項第3号に該当する株券等の数」は、公開買付者退職給付信託に拠出している対象者株式(13,800,000株)に係る議決権の数です。

(注3) 本決算短信によれば、対象者は、平成28年9月30日現在、対象者株式を1,442,475株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】  
 （訂正前）

（平成28年11月29日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	175（個）	-（個）	-（個）
新株予約権証券	148	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-	-
合計	323	-	-
所有株券等の合計数	323	-	-
（所有潜在株券等の合計数）	（148）	-	-

（注1） 本決算短信によれば、特別関係者である対象者は、平成28年9月30日現在、対象者株式を1,442,475株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

（注2） 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数181個が含まれています。但し、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成28年11月29日現在）（個）(g)」には含めておりません。

（訂正後）

（平成28年11月29日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	193（個）	-（個）	-（個）
新株予約権証券	148	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-	-
合計	341	-	-
所有株券等の合計数	341	-	-
（所有潜在株券等の合計数）	（148）	-	-

（注1） 本決算短信によれば、特別関係者である対象者は、平成28年9月30日現在、対象者株式を1,442,475株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

（注2） 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数199個が含まれています。但し、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成28年11月29日現在）（個）(g)」には含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

< 前略 >

(平成28年11月29日現在)

氏名又は名称	渋谷 達夫
住所又は所在地	東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号（対象者の所在地）
職業又は事業の内容	日本航空電子工業株式会社 監査役（常勤）
連絡先	連絡者 日本航空電子工業株式会社 法務部 法務マネージャー 川本 真民 連絡場所 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号 電話番号 (03)3780 - 2711
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(訂正後)

< 前略 >

(平成28年11月29日現在)

氏名又は名称	渋谷 達夫
住所又は所在地	東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号（対象者の所在地）
職業又は事業の内容	日本航空電子工業株式会社 監査役（常勤）
連絡先	連絡者 日本航空電子工業株式会社 法務部 法務マネージャー 川本 真民 連絡場所 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号 電話番号 (03)3780 - 2711
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年11月29日現在)

氏名又は名称	NECキャピタルソリューション株式会社
住所又は所在地	東京都港区港南2丁目15番3号
職業又は事業の内容	物品賃貸業
連絡先	連絡者 NECキャピタルソリューション株式会社 法務部 松田 敦 連絡場所 東京都港区港南2丁目15番3号 電話番号 (03)6720 - 8355
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人



【所有株券等の数】  
 (訂正前)

< 前略 >

渋谷 達夫

(平成28年11月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	5	-	-
所有株券等の合計数	5	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

(注) 渋谷達夫は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月29日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(訂正後)

< 前略 >

渋谷 達夫

(平成28年11月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	5	-	-
所有株券等の合計数	5	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

(注) 渋谷達夫は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月29日現在)(個)(g)」に含めておりません。

NECキャピタルソリューション株式会社

(平成28年11月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	18 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	18	-	-
所有株券等の合計数	18	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

(注) NECキャピタルソリューション株式会社は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月29日現在)(個)(g)」に含めておりません。